

対馬市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

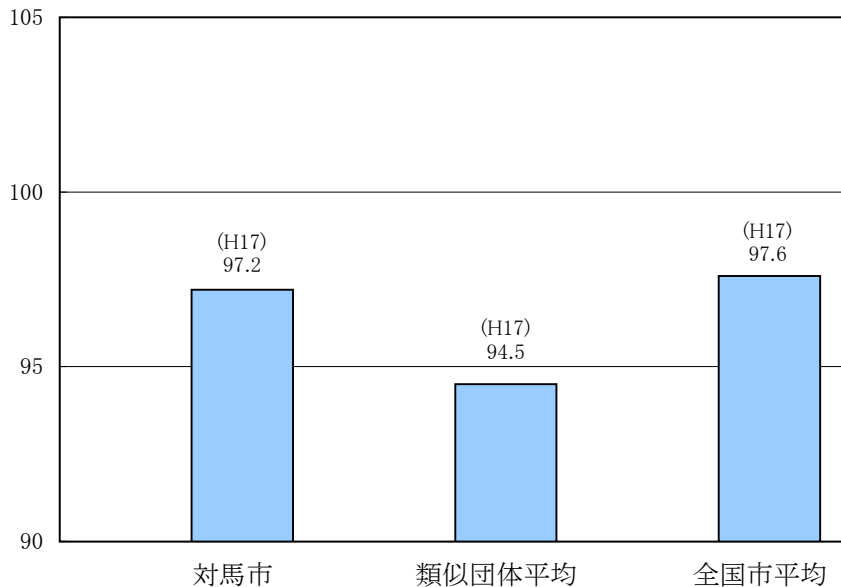
区分	住民基本台帳人口 (16年度末)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 15年度の人件費率
16年度	40,399人	37,000,293千円	532,124千円	7,031,641千円	19.0%	15.5%

(2) 職員給与費の状況(普通会計予算)

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
17年度	728人	3,094,317千円	529,791千円	1,289,688千円	4,913,796千円	6,750千円

- (注)1 職員手当には退職手当を含めていません。
2 給与費は当初予算に計上された額です。

(3) ラスパイレス指数の状況(17年4月1日現在)



- (注)1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(17年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
対馬市	42.11歳	345,100円	404,500円
			382,800円
国	40.03歳	329,728円	382,092円
類似団体	42.02歳	332,326円	390,827円
			363,186円

②技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
対馬市	49.10歳	345,300円	359,900円
			359,400円
うち用務員	50.02歳	344,000円	356,200円
			356,200円
うち調理師	44.05歳	320,000円	339,700円
			335,000円
うち道路工手	52.07歳	380,000円	408,300円
			406,500円
国	48.01歳	285,008円	316,350円
類似団体	47.01歳	289,965円	312,329円
			301,969円

(注)1 「平均給料月額」とは、17年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。このうち、上段はこれら全ての諸手当込みのものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また、下段は国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(2) 職員の初任給の状況(17年4月1日現在)

区分		対馬市		国	
		初任給	2年後の給料	初任給	2年後の給料
一般行政職	大学卒	170,700円	184,400円	170,700円	184,400円
	高校卒	138,800円	148,500円	138,800円	148,500円
技能労務職	高校卒	138,600円	146,100円	-	-
	中学卒	-	-	-	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(17年4月1日現在)

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	252,500円	313,100円	374,800円
	高校卒	198,600円	260,900円	313,100円
技能労務職	高校卒	197,400円	249,800円	289,900円
	中学卒	-円	-円	-円

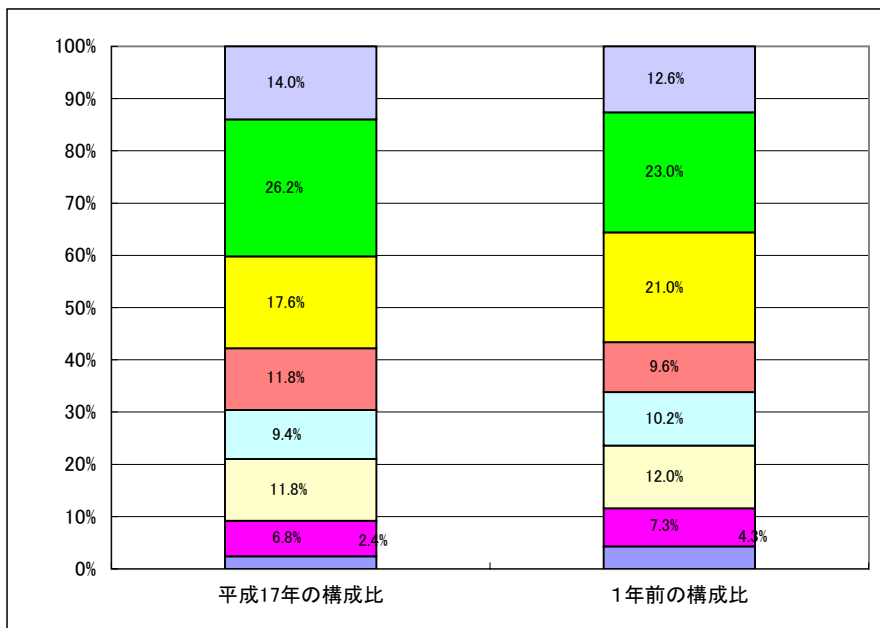
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(17年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
8 級	部長、局長、理事、支所長、課長、主幹	70 人	14.0 %
7 級	課長、局長、主幹、参事	131 人	26.2 %
6 級	課長補佐、副参事	88 人	17.6 %
5 級	係長、主任、主査、主任保育士	59 人	11.8 %
4 級	主任、主査、主任保育士	47 人	9.4 %
3 級	主事、技師、保育士	59 人	11.8 %
2 級	主事、技師、保育士	34 人	6.8 %
1 級	主事、技師、保育士	12 人	2.4 %

(注) 1 対馬市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給期間短縮の状況

区 分		全 職 種
16年度	職 員 数	人
	A	798
	普通昇給機関(12~24月)を短縮して昇給した職員数	人
	B	57
比 率		%
B/A		7.1

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

対馬市		国	
1人当たり平均支給額(16年度) 1,664 千円		—	
(16年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 (-)月分		(16年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 (1.6)月分	
勤勉手当 1.4 月分 (-)月分		勤勉手当 1.4 月分 (0.7)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%	

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

(2) 退職手当(17年4月1日現在)

対馬市		国	
(支給率) 自己都合 勤奨・定年		(支給率) 自己都合 勤奨・定年	
勤続20年 22.47 月分 28.088 月分		勤続20年 21.00 月分 27.30 月分	
勤続25年 33.75 月分 43.335 月分		勤続25年 33.75 月分 42.12 月分	
勤続35年 47.50 月分 60.99 月分		勤続35年 47.50 月分 59.28 月分	
最高限度額 60.00 月分 60.99 月分		最高限度額 59.28 月分 59.28 月分	
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
(退職時特別昇給 勤奨退職2号)			
1人当たり平均支給額 23,310 千円			

(注) 1. 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

2. 平成17年10月1日より国と同様の支給率を適用(ただし、勤続20年 自己都合のみ 21.84月分)

(3) 調整手当(17年4月1日現在)

支給実績(16年度決算)		395 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)		197,232 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
指導主事	3 %	2 人	3 %

(4) 特殊勤務手当(17年4月1日現在)

支給実績(16年度決算)		11,410 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)		56,485 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(16年度)		25.3 %	
手当の種類(手当数)		12	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務手当	徴税吏員	市税等の徴収、滞納処分	1日 500円
感染症等防疫作業手当	業務に従事した職員	感染症患者等の救護、消毒又は伝染病菌を有する家畜の防疫作業	1日 3,000円
犬猫等死体処理作業手当	業務に従事した職員	犬猫等の死体処理業務	1件 500円
行路病人・死亡人取扱作業手当	業務に従事した職員	行路死亡人、漂流死体及び身寄りのない者等の死亡の処理	1日 6,000円
機械操作手当	業務に従事した職員	庁舎内のボイラー、冷凍機の運転	月 4,000円
廃棄物処理業務手当	業務に従事した職員	廃棄物処理業務	月 5,000円
介護手当	介護職員	特別養護老人ホームに勤務し入所者の介護に従事	月 5,000円
消防業務手当	消防士	夜間勤務	1夜 400円
火災等出動手当	消防士	水火災、その他の災害又は警戒業務	1回 300円
救急出動手当	消防士	救急出動業務	1回 200円
感染症搬送手当	業務に従事した職員	感染症患者又は感染症の疑いのある患者の搬送	1回 300円
社会福祉業務手当	福祉事務所に勤務する現業業務職員及び査察指導業務に従事する職員	査察指導業務	月 5,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(16年度決算)	128,505 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)	187 千円

(6) その他の手当(17年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(16年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)
扶養手当	配偶者 13,500円	同じ	/	129,529千円	264,344円
	1人目 配偶者を扶養 6,000円				
	配偶者非扶養 6,500円				
	配偶者なし 11,000円				
	2人目 6,000円				
	その他 5,000円				
住居手当	借家・借間住居者 家賃23,000円以下の場合 家賃月額-12,000	同じ	/	49,303千円	117,668円
	家賃23,000円を超える場合 (家賃月額-23,000) ×1/2+11,000円 (最高27,000円)				
	持家住居者 月額 3,000円	異なる			
通勤手当	交通機関利用者 運賃相当額	異なる	交通用具利用の支給額 片道2km以上～65キロkm以上 2,000円～24,500円	74,123千円	158,044円
	交通用具利用者 片道2km以上～65キロkm以上 3,300円～57,500円				
管理職手当	支給額 部長級 給与月額×10% 次長級 給与月額×8% 課長級 給与月額×7%	異なる	俸給の特別調整額として官職に応じ支給	68,626千円	576,689円
休日勤務手当	支給額 勤務1時間あたりの給与額×135/100×時間外勤務時間数	異なる	勤務1時間あたりの給与額の算出方法が相違	48,092千円	70,309円
夜間勤務手当	支給額 勤務1時間あたりの給与額×25/100×勤務時間数	異なる		11,883千円	103,330円
特地勤務手当	教育委員会の指導主事 (給料+扶養手当)×12/100	同じ	/	2,007千円	1,003,500円
準特地勤務手当	教育委員会の指導主事に対して着任後3年以内の期間支給 (給料+扶養手当)×4/100	同じ	/		
教員特別手当	教育委員会の指導主事に支給 月額2万200円を超えない範囲	/	/	479千円	239,500円
宿日直手当	職員が勤務した場合 1回4,200円を支給	異なる	特別宿日直勤務に対する支給なし	-	-
管理職特別勤務手当	臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により 週休日又は休日等に勤務した管理職に支給 支給額1回につき8,000円以内	同じ	/	81千円	40,500円
単身赴任手当	支給額 23,000円 職員の住居と配偶者の住居間の距離が100km以上の場合、距離により6,000円～45,000円の加算あり	同じ	/	7,064千円	271,692円

5 特別職の報酬等の状況(17年4月1日現在)

区 分		給 料		月 額		等
給料	市 区 町 村 長	720,000	円	(参考)類似団体における最高/最低額		
	助 役	551,000	円	1,010,000 円/	400,000 円	
	収 入 役	531,000	円	800,000 円/	551,000 円	
報酬	議 長	360,000	円	750,000 円/	531,000 円	
	副 議 長	306,000	円	463,000 円/	276,000 円	
	議 員	288,000	円	406,000 円/	235,000 円	
期末手当	市 区 町 村 長	(16年度支給割合)				
	助 役 収 入 役	3.3	月分			
退職手当	議 長	(16年度支給割合)				
	副 議 長 議 員	3.3	月分			
退職手当	市 区 町 村 長	(算定方式)	(支給時期)			
	助 役	$720,000円 \times 在職年数 \div 600 \div 100$	(任期ごと)			
	収 入 役	$551,000円 \times 在職年数 \div 360 \div 100$	(任期ごと)			
		$531,000円 \times 在職年数 \div 250 \div 100$	(任期ごと)			

(注) 収入役については、条例により平成17年7月1日より廃止しています。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

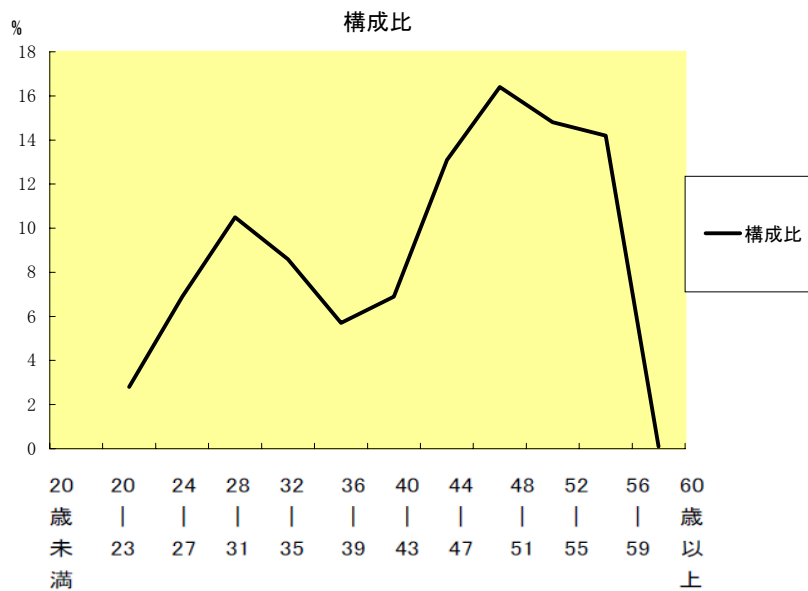
(各年4月1日現在)

区 分 部 門	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
	平成16年	平成17年			
一 般 行 政 部 門	議会	5	6	1	業務増
	総務	146	153	7	企画部門の充実、契約事務の業務増
	税務	36	38	2	徴収業務の体制強化
	民生	107	99	△ 8	支所組織機構の改正
	衛生	64	77	13	組織の充実
	労働			0	
	農林水産	89	75	△ 14	支所組織機構の改正
	商工	15	9	△ 6	支所組織機構の改正
	土木	56	49	△ 7	支所組織機構の改正
小 計	518	506	△ 12		
特 別 行 政 部 門	教育	113	119	6	組織の充実
	消防	79	80	1	業務増
	小 計	192	199	7	
公 営 企 業 計 画 部 門	水道	24	23	△ 1	欠員不補充
	交通	3	3	0	
	その他	71	62	△ 9	欠員不補充
	小 計	98	88	△ 10	
合 計	808	793	△ 15		
	[834]	[834]	[0]		

(注)1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 [] 内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況(17年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	—	22人	55人	83人	68人	45人	55人	104人	130人	117人	113人	1人	793人

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質 収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 15年度の総費用に占 める職員給与費比率
16年度	241,201千円	254,606千円	66,599千円	27.6%	—

イ 予算

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
17年度	8人	33,408千円	5,834千円	13,835千円	53,077千円	6,634千円

(注)1 職員手当には退職手当を含まない。

2 給与費は当初予算に計上された額です。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(17年4月1日現在)

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
対 馬 市	40.00歳	315,100円	531,817円
団 体 平 均	44.01歳	375,763円	577,861円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等が含まれています。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

対 馬 市	一般行政職
1人当たり平均支給額(16年度) 1,416 千円	1人当たり平均支給額(16年度) 1,668 千円
(16年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.4 月分 (-) 月分 (-) 月分	(16年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.4 月分 (-) 月分 (-) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~15%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(17年4月1日現在)

対 馬 市			一般行政職		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	22.47 月分	28.088 月分	勤続20年	22.47 月分	28.088 月分
勤続25年	33.75 月分	43.335 月分	勤続25年	33.75 月分	43.335 月分
勤続35年	47.50 月分	60.99 月分	勤続35年	47.50 月分	60.99 月分
最高限度額	60.00 月分	60.99 月分	最高限度額	60.00 月分	60.99 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
(退職時特別昇給	勸奨退職2号)	(退職時特別昇給	勸奨退職2号)
1人当たり平均支給額	— 千円		1人当たり平均支給額	25,218 千円	

(注) 1. 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

ウ 調整手当(17年4月1日現在)

支給なし

エ 特殊勤務手当(17年4月1日現在)

支給実績(16年度決算)	376 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)	48,000 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(16年度)	100.0 %		
手当の種類(手当数)	1		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
水道作業手当	水道業務に専従する職員	維持管理業務	月額 4,000円

(注) 平成17年4月1日より手当を廃止しています。

オ 時間外勤務手当

支給実績16年度決算)	1,899 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)	316 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当が含まれています。

カ その他の手当(17年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (16年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (16年度決算)
扶養手当	4 職員の手当の状況 (6)を参照			1,194 千円	198,333 円
住居手当				392 千円	65,333 円
通勤手当				711 千円	237,000 円
管理職手当				1,649 千円	549,666 円

職員の任免及び職員数に関する状況報告書

1 職員の採用の状況(17年度)

(単位:人)

区 分	試 験 の 種 類			選 考	合 計
	上 級 試 験	中 級 試 験	初 級 試 験		
一 般 行 政 職	0	0	0	0	0
事 務 職	0	0	0	0	0
技 術 職	0	0	0	0	0
医 療 職	0	0	0	0	0
栄 養 士	0	0	0	0	0
保 健 師・看 護 師	0	0	0	0	0
海 事 職	0	0	0	0	0
消 防 職	0	0	0	0	0
教 育 職	0	0	0	0	0
技 能 労 務 職	0	0	0	0	0

2 再任用職員の採用の状況

区 分	試 験 の 種 類		選 考	合 計
	上 級 試 験	初 級 試 験		
一 般 行 政 職	0	0	0	0
事 務 職	0	0	0	0
技 術 職	0	0	0	0
医 療 職	0	0	0	0
栄 養 士	0	0	0	0
保 健 師・看 護 師	0	0	0	0
海 事 職	0	0	0	0
消 防 職	0	0	0	0
教 育 職	0	0	0	0
技 能 労 務 職	0	0	0	0

備考 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定に基づき、任命権者が再任用した職員数の状況である。

3 退職の状況

区 分	定年退職	勸奨退職	そ の 他					合 計
			普通退職	分限免職	懲戒免職	失職	死亡退職	
一 般 行 政 職	5	15	1		2		1	24
医 療 職		2						2
消 防 職		1						1
海 事 職	1							1
教 育 職								0
技 能 労 務 職	1							1

備考 表中に掲げる用語の意義は、次のとおりである。

- (1) 定年退職 地方公務員法第28条の2第1項の規定による退職及び同法第28条の3第1項の規定による勤務延長後の退職
- (2) 勸奨退職 任命権者が行う退職勸奨に応じた退職
- (3) 普通退職 自己都合による退職
- (4) 分限免職 地方公務員法第28条第1項の規定による免職
- (5) 懲戒免職 地方公務員法第29条の規定による免職
- (6) 失 職 地方公務員法第28条第4項の規定による失職

4 職員数の状況

部門別職員数の状況と主な増減理由

区分 部門		職員数			対前年度増減数			年度分の主な増減理由
		15年度	16年度	17年度	15年度	16年度	17年度	
一般行政	議会	0	5	6	0	5	1	業務増
	総務	0	146	153	0	146	7	組織機構改革に伴う増
	税務	0	36	38	0	36	2	組織機構改革に伴う増
	民生	0	107	99	0	107	8	組織機構改革に伴う減
	衛生	0	64	77	0	64	13	組織機構改革に伴う増
	農林水産	0	89	75	0	89	14	組織機構改革に伴う減
	商工	0	14	9	0	14	5	組織機構改革に伴う減
	土木	0	56	49	0	56	7	組織機構改革に伴う減
	小計	0	517	506	0	517	11	
特別行政	教育	0	113	119	0	113	6	組織機構改革に伴う増
	消防	0	79	80	0	79	1	組織機構改革に伴う増
	小計	0	192	199	0	192	7	
公営企業等	診療所	0			0			
	水道	0	24	23	0	24	1	組織機構改革に伴う減
	交通	0	3	3	0	3	0	
	下水道	0			0			
	その他	0	71	62	0	71	9	組織機構改革に伴う減
	小計	0	98	88	0	98	10	
合計		0	807	793	0	807	14	

年齢別職員構成の状況

区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳以上	計
職員数	人 0	人 22	人 55	人 83	人 68	人 45	人 55	人 104	人 130	人 117	人 113	人 1	人 793

職員の勤務時間その他勤務条件の状況

1 勤務時間の状況(17年4月1日現在)

1 週間 の 勤務時間	勤務時間の割振り				
	始業	終業	休憩時間	休息時間	週休日
40時間	8:45	5:30	12:15～13:00	12:00～12:15 17:15～17:30	土曜日及び日曜日

2 休暇の種類

区分	付与日数	備考
年次休暇	20	心身の疲労を回復させ、労働力の維持培養を図ることを目的とした休暇
病気休暇	90	負傷又は疾病のために勤務に服することができない職員に対し、その治療に専念させる目的で設けられた休暇
特 別 休 暇	公民権行使	必要と認められる期間 選挙権その他公民としての権利を行使し、又は公の職務を執行するために設けられた休暇
	骨髄液提供	必要と認められる期間 職員がドナーとなることを希望する場合において、その登録の申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため設けられた休暇
	ボランティア	5日の範囲内 被災者又は障害者、高齢者等に対するボランティア活動に似参加する場合に取得できる休暇
	結婚	5日の範囲内 結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき与えられる休暇
	産前	8週間 母性を保護するために与えられる休暇
	産後	8週間 同上
	出産補助	2日 職員の配偶者の出産に伴い、子又は配偶者の世話、介護等のために勤務に服することができない場合に与えられる休暇
	子の看護	5日の範囲内 負傷又は病気の小学校就学前の子の看護を行うため、休暇を請求した場合に与えられる
	忌引	10日～1日 職員の親族の死亡に伴い、必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認めるとき与えられる休暇
	祭日	1日 父母の祭日に法要を営む等特別の行事のために勤務することができない場合に限り認められる。
	夏季	3日 職員が夏季における心身の健康維持及び増進又は家庭生活の充実のために請求した場合に与えられる。
	住居滅失	7日の範囲内 職員の現住居が、地震、水害等の災害により滅失し、又は損壊し、復旧等のため必要な場合に限り認められる。
	災害交通遮断	必要と認められる期間 地震、水害、火災その他の災害により交通が遮断され、出勤が不可能の状態に陥っている場合で必要と認められる場合。
公益団体	必要と認められる期間 国、地方公共団体の機関又は公共的団体等から依頼を受けて、旅行又は会議へ出席する場合に認められる。	
体育行事	必要と認められる期間 国又は県等が主催する体育行事に参加するため勤務に服することができない場合に認められる。	
介護休暇	6月の範囲内 職員の配偶者、父母、子等が、負傷、疾病又は老齢により、2週間以上の期間にわたり日常生活を営む支障があるものの介護を要するために勤務に服することができない場合に認められる。	

職員の分限処分及び懲戒処分の状況

1 分限処分の状況(17年度)

(単位:件)

処 分 事 由	地 方 公 務 員 法	降 任	免 職	休 職	合 計
勤務実績が良くない場合	第28条第1項第1号				0
心身の故障の場合	第28条第1項第2号 第2項第1号			2	2
職に必要な適格性を欠く場合	第28条第1項第3号				0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	第28条第1項第4号				0
刑事事件に関し起訴された場合	第28条第2項第2号			2	2
地方公務員法第28条第4項により失職した者					0
合 計		0	0	4	4

2 懲戒処分の状況(17年度)

(単位:件)

処 分 事 由	地 方 公 務 員 法	戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
法令に違反した場合	29条第1項第1号					0
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	29条第1項第2号	7			1	8
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	29条第1項第3号			2	1	3
合 計		7	0	2	2	11

- 備考 1 職員のうち、地方公務員法に基づき懲戒処分された者の状況であり、当該年度において同一の者が複数回にわたって懲戒処分された場合は、その数を重複して計上している。
2 2以上の処分事由により懲戒処分に付された場合は、主たる処分事由に計上している。

職員のサービスの状況報告書

営利企業等の従事許可の状況(17年度)

区 分	申請件数	許可件数
営利企業等の従事許可申請	43	43

職員の研修及び勤務成績の評定の状況報告書

1 研修の状況(17年度)

研 修 の 名 称	研 修 の 内 容	対象者	実施回数	受講者数
長崎県派遣研修	県における先進的な行政手法の習得及び高度・専門的知識を実務を通じて能力を養う。		1年間	6名
法制執務研修	法令の構成や接続詞の使い方など、法解釈や条例・規則の立案のための能力を養う。	課長補佐級の希望する職員	1回	4名
新任監督職員研修	監督職員として必要なマネジメント能力を高める。	新任係長及び係長相当職にある職員	1回	11名
36歳節目研修	現在の年齢としての職務、仕事の管理改善を形成する。	35～37歳の職員	1回	6名
現任監督職員研修	監督職員としての職務、仕事の管理改善、部下の育成を図る。	係長及び係長相当職にある職員	1回	5名
出納・決算事務研修	業務を進めていく上で、出納事務に関する知識を身につけ、適正な執行ができる能力を養う。	希望する職員	1回	1名
吏員研修 部	職責を自覚し、地域課題の発見、解決方策を見出し、基本的な政策能力の養成を図る。	採用後8年程度の職員	1回	6名
管理職研修	管理者としての職務、仕事の管理改善、部下の育成を図る。	課長職	1回	6名
政策法務研修	政策実現手段としての条例・規則等を立案する場合に必要となる法的政策形成能力を養う。	例規担当職員	4回	1名
クレーム対応研修	クレームの背景と本質を理解し、様々な苦情の受け応え方や再発防止方法を学ぶ。	希望する職員	1回	1名
中都市中堅職員合同研修	中堅職員として、職務を公正、迅速、的確に処理するために必要な知識、技能等を習得させる。	30～35歳程度の職員	1回	5名
マナーアップ研修	公務員として必要な対人関係の基本的知識や態度を習得する。	全職員(施設職員を除く。)	1回	303名
指定管理者制度研修	指定管理者制度についての必要な知識を習得する。	希望する職員	1回	60名
個人情報保護制度研修	個人情報の適正な取扱いについて必要な知識を習得する。	全職員	1回	720名

2 勤務成績の評定の状況(年度)

評 定 の 方 法	評 定 者	評 定 結 果 の 活 用

職員の福祉及び利益の保護の状況報告書

1 厚生制度の状況(17年度)

区 分	内 容	実 施 状 況
職員の保健に関すること	定期健康診断の実施 人間ドック受診	定期健康診断 427名 人間ドック 281名
その他厚生に関すること		

2 公務災害補償の状況

公務災害(17年度)

前 年 度 未 未 処 理 件 数	受 理 件 数	認 定 件 数		取 り 下 げ 件 数	年 度 末 未 処 理 件 数
		公 務 上	公 務 外		

通勤災害(17年度)

前 年 度 未 未 処 理 件 数	受 理 件 数	認 定 件 数		取 り 下 げ 件 数	年 度 末 未 処 理 件 数
		公 務 上	公 務 外		

